

⑤ Stewardship

活動の基盤となる方針と体制の枠組み

未来への指針
① Materiality

対話から始まる変革
② Engagement
③ Proxy Voting

責任投資に向けた体制と方針
④ Sustainable Investment
⑤ Stewardship

1年間の軌跡
⑥ Stewardship Activity

スチュワードシップ監督委員会委員の社外取締役による座談会

スチュワードシップ監督委員会のメンバーである3名の社外取締役に、当社のスチュワードシップ活動全般についての評価や今後に期待することを語っていただきます。



白河 桃子
社外取締役

筒井 澄和
社外取締役

小野塚 恵美
社外取締役

経営から独立した立場で利益相反管理を監督するスチュワードシップ監督委員会

司会 まず、スチュワードシップ監督委員会の委員長である筒井取締役から、当委員会の役割についてお話しください。

筒井 スチュワードシップ監督委員会は当社のスチュワードシップ活動の意思決定機関であるスチュワードシップ委員会を監督する機関として設置されています。当社経営とは独立的な立場でスチュワードシップ活動における利益相反管理を監督するため、社外取締役を中心に構成されており、取締役会への報告や必要に応じて改善勧告等を行います。

司会 続いて、白河取締役と小野塚取締役から、この1年を振り返り、スチュワードシップ監督委員会で印象に残った議論を教えてください。

白河 利益相反対象企業への議決権行使について、丁寧な議論がされていることが印象的です。近年はアクティビストによる株主提案が増加し、その「質」も向上しています。短期的な利益追求だけでなく、中長期的な企業価値向上に焦点を当てた提案が増えており、それに対応する対話や議決権行使が行われていると評価しています。

小野塚 わたしは監督委員会で、議決権行使の反対率の変化や不祥事事案への対応について質問しましたが、納得いく回答を得られました。議決権行使プロセスが十分に検討され、忠実に執行されていることを確認できたことが印象的でした。

機関投資家は社会情勢変化にかかわらず、受託者責任の遂行が求められる

司会 次に、当社を含めた機関投資家がスチュワードシップ活動を行う目的や意義について、お考えをお聞かせください。

筒井 機関投資家の運用する財産はお客様の財産です。スチュワードシップは、我々の専門性を信頼して我々に財産を託してくださったお客様に対して、当然果たすべき責務のすべてを意味します。株式投資の場合、株価変動を捉えた売買だけでもリターンを得ることは可能ですが、株式を取得すると議決権行使など株主としての権利が発生します。それらを活用して投資先の価値向上に寄与できるのであれば、その実行もわたしたちの責務だと考えています。

小野塚 企業にとって機関投資家との対話は、外部の資本提供者の視点から自社の課題や強みを客観的に見直す機会であり、経営資源の最適配分による企業価値向上にもつながります。特に人的資本やブランドなど非財務領域への取り組みは長期的な競争力を左右します。投資家はその進歩を共有することで伴走者として企業の持続的成長を支え、企業価値向上の恩恵を享受できます。

白河 社会情勢の変化、特に地政学リスクの増大や気候変動の深刻化を踏まえると、機関投資家には中長期的な視点での対話の深化が一層求められます。資本コストや株価を意識した財務的価値と、人権・環境などの非財務的価値を統合した、「運用とスチュワードシップの真の融合」を通じて、投資先企業の持続的な成長を促すことが重要だと考えます。

対話テーマの広がりや特色あるスチュワードシップ活動を高く評価

司会 ご指摘いただいた議決権行使や企業との対話が機関投資家に求められる重要な活動であることを踏まえ、当社のスチュワードシップ活動について、ご意見やご評価をお聞かせください。

小野塚 利益相反管理や議決権行使のプロセスを適切に遂行しており、年々、対話の範囲や扱うアジェンダの広がりを感じています。今後はAIなどテクノロジーをさらに活用して、対話の成果のスピードと企業価値向上への貢献の度合いを一段と高めることを期待しています。

筒井 スチュワードシップ委員会における審議は真摯で十分なものと評価しています。また、当社のスチュワードシップ活動には当社ならではの三つの特色があると考えています。第一に企業調査アナリスト、ファンドマネージャー、スチュワードシップ・アナリストの三主体が一体となって取り組む活動体制、第二に当社で「リングエージメント®」と呼んでいるエンゲージメント活動、第三に企業価値評価における無形資産への着目です。

白河 わたしも、独自の「リングエージメント®」の意欲的な取り組みで、投資先企業をつなぎ、議論の場を提供していることに価値を感じています。三位一体の連携強化により、多岐にわたるESG課題に対するエンゲージメントが実施されていることも高く評価しています。

企業との対話やグループの知見を活かし、一層高度なレベルへの成長を期待

司会 最後に、サステナビリティの領域における今後の注目ポイントと当社に期待することを教えてください。

小野塚 ここ数年の世界的な状況を捉えると、サステナビリティに関する開示や期待が低下傾向にあるようにも見えます。しかしながら、ガバナンスとサステナビリティの視点を長期的活動の基盤にできている企業には、より注目が集まると言っています。個別テーマへの取り組みと自社の強みがどのように噛み合うのか、社会的責任と企業の経済活動のバランスをどう考えているのかについて、企業からの発信が洗練されていくことに期待しています。

白河 議決権行使方針において、当社は取締役会の多様性についての基準をより厳しく変更しています。これは取締役の構成という経営の中核に踏み込んだ戦略的な対話が求められる内容です。女性活躍で業界をリードする大和証券グループだからこそその知見を活かし、その対話の成果と、それが運用リターンに与える影響を、具体的に開示されることを期待します。

筒井 当社の真摯で誠実な企業風土に育まれたスチュワードシップ活動は、お客様に信じられ託された者にふさわしいものです。また、イノベーション力も素晴らしいものがあります。これからも日々の研鑽努力を絶やさず、これらの強みを守り続け、一層高度なレベルへと成長し続けられることを期待しています。

当社のスチュワードシップ活動方針

スチュワードシップ活動に関する基本方針

当社は、資産運用会社として、各金融商品の約款等に定める基本方針等に基づき、それぞれの運用目的に沿った運用目標を最大限達成するように努め、受託者責任（忠実義務、善管注意義務）を遂行することを第一義と考えています。

この目的を達成するためには、株式や債券といった投資対象資産の適切な選択だけでなく、それらを発行している企業や団体（以下、「企業等」）の中長期的価値や持続可能性の向上が不可欠であり、同時に社会の持続可能性の維持が前提となります。

当社は、スチュワードシップ活動を通じ、企業等の中長期的価値や持続可能性の向上に寄与し、社会の持続可能性の維持に貢献することで、運用業務における受託者責任を果たすとともに、企業としての社会的責任をも果たしたいと考えています。

以上の考え方に基づき下記の方針を、当社ホームページに開示しています。

- スチュワードシップ活動に関する基本方針
- ESG投資方針
- 企業等との建設的な対話の方針
- 議決権の行使に関する方針

+ WEB 詳細は、下記をご参照ください。

スチュワードシップ活動
<https://www.daiwa-am.co.jp/company/managed/result.html>

スチュワードシップ活動体制

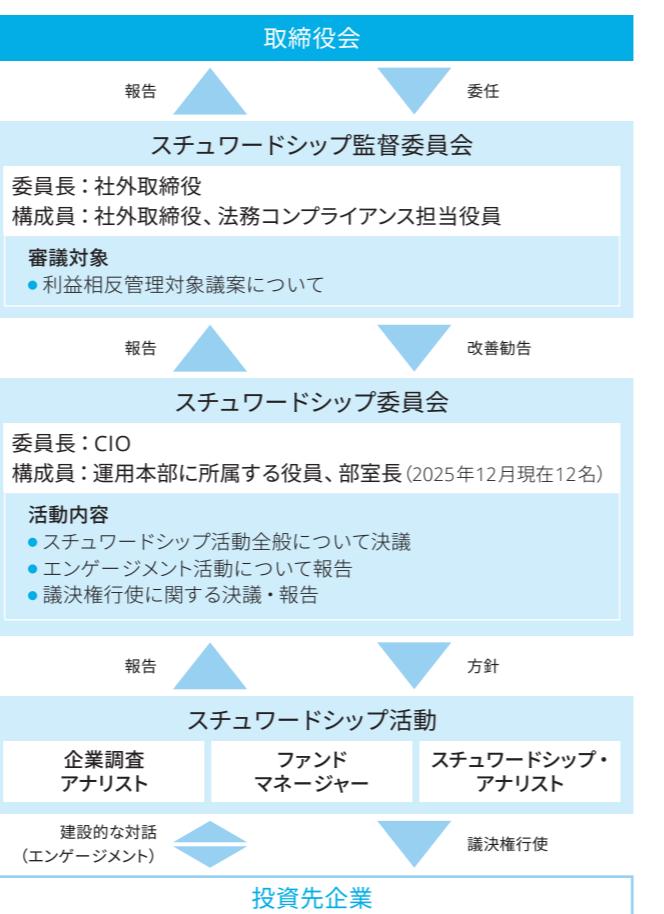
実務方針などの意思決定はスチュワードシップ委員会が行い、スチュワードシップ監督委員会ではスチュワードシップ活動における利益相反状況の監督を行っています。

スチュワードシップ委員会は利益相反の懸念を払拭するため、販売会社とのリレーションを統括するマーケティング本部、および大株主との折衝を担当する経営企画部のいずれかを兼務する者は、運用本部に所属している場合でもメンバーから除外しています。

当委員会では、企業との建設的対話の情報や今後の方針、議決権行使方針、ESGを含むサステナビリティに関する調査や投資の方針、および気候変動や人権に関する国際的インシアティブなどについて情報共有を行い、方針等の改定、インシアティブへの参加について、審議、決定しています。

スチュワードシップ監督委員会は、社外者が過半を占めることから、当社経営とは独立的な立場で議決権行使を含むスチュワードシップ活動における利益相反管理を監督し、取締役会への報告や必要に応じて利益相反状況に関して改善勧告等を行う体制としています。

体制図



利益相反管理

利益相反管理方針

当社は、大和証券グループの一翼を担う資産運用会社として、受託者責任（フィデューシャリー・デューイティ）を重視し、日々の業務を遂行しています。資産運用業務を行うにあたっては、当社または大和証券グループ各社と、当社が設定・運用する信託財産等の受益者（以下、受益者）との間で利益相反が生じる可能性があることに留意しています。このような状況を踏まえ、当社では、受益者の皆様の利益が不当に害されることを防止するため、利益相反

の可能性がある取引等を管理する体制を整えています。当社は、受益者の皆様に安心して当社のファンドをご利用いただけるように「利益相反管理方針」を策定し、その概要をホームページで公表しています。

+ WEB 詳細は、下記をご参照ください。

利益相反管理方針（概要）
<https://www.daiwa-am.co.jp/company/policy/interest/index.html>

議決権の行使に関する方針（国内株式）
https://www.daiwa-am.co.jp/company/managed/guideline_03.pdf

議決権行使における利益相反管理

スチュワードシップ委員会は、当社と資本関係を有する企業（大和証券グループ本社等関連会社）や営業上の関係を有する企業（当社投資信託の販売会社およびその親会社）に対する議決権行使を、利益相反が生じ得る特定の場合として管理します。これらの企業の議案のうち、当社の賛否判断基準において「個別に検討する」と定められている議案については、外部の専門機関の助言に従って議決権行使することにより、利益相反の排除と、行使判断の中立性を確保します。

ただし、スチュワードシップ委員会において、企業価値および少数株主利益の向上の観点から当該推奨に従うこととします。利益相反管理対象企業の議決権行使内容については、定期的にスチュワードシップ監督委員会に報告します。なお、スチュワードシップ委員会の求めに応じて、スチュワードシップ委員会における個別審議または賛否の決定前に、監督委員会の助言を受けることができるものとします。

議決権行使助言会社の適切な利用について

当社では、議決権の行使に関する方針に従い、利益相反管理対象企業（以下、利益相反企業）の株主総会議案のうちあらかじめ定めた条件に該当するものにつき、外部の議決権行使助言会社（以下、助言会社）の助言を利用しています。なお、ここでいう助言とは投資顧問契約などの投資アドバイスではなく、あくまでも独自判断による推奨に過ぎません。

助言会社とは毎年、定期的にミーティングを実施しており、日本および海外主要国のコーポレート・ガバナンスを巡る状況や、議決権行使のトレンドと行使結果の背景分析などについて情報共有と意見交換をしています。

また、助言会社が議決権行使助言方針の改定を予定する際には、事前に変更点と考え方について説明を受けるとともに議論を行い、当社の考えも共有しています。

実際に利益相反企業の該当する議案が提出される場合には、助言について賛否判断根拠を精査すると同時に当社のア널リストなどからも意見を聴取し、助言が適切であることを確認します。

仮に助言が、企業価値と少数株主利益の観点から当社方針にそぐわないと考えられる場合には、スチュワードシップ委員会にて審議を行い、結果的に助言とは異なる行使の決定を行うこともあります。その場合、助言会社に対しては事後的にその事実をフィードバックしています。

なお、そのような場合を含めて利益相反企業の議決権行使結果をスチュワードシップ監督委員会に報告することで、利益相反管理が適切に行われる仕組みを構築しています。

2025年における議決権行使助言会社との主な議論

- 6月総会の振り返りと助言会社の推奨基準改定についての意見交換
- 日本、アジアにおける株主総会動向についての意見交換
- 当社の議決権行使方針改定に伴う意見交換